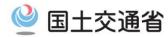
移動等円滑化に関する取り組み事例



広島県



①低床路面電車の導入

広島LRT整備事業により、広島市・廿日市市と連携し、低床路面電車の導入を支援している。 (H30~R2)

②鉄道駅のバリアフリー化

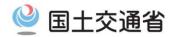
JR大竹駅(大竹市)、JR西高屋駅(東広島市)では、現在、橋上駅舎・自由通路・駅前広場の整備が計画されており、エレベーターや多目的トイレ、身障者用駐車場の整備等、利用者の利便性や安全性の向上を図るためバリアフリー化を進めている。

③鉄道駅のバリアフリー化 (広島市東部地区連続立体交差事業等)

JR向洋駅(府中町)及び海田市駅(海田町)において、連続立体交差化に伴う駅舎・駅前広場等の整備を計画しており、エレベーターや多目的トイレ、身障者用駐車場の整備等、利便性や安全性の向上を図るためバリアフリー化を進める。

向洋駅周辺では主要な道路を「バリアフリー化が必要な特定道路」として位置づけ、視覚障害者誘導用ブロックを設置するなど併せて取り組むこととしている。

広島市



①公共施設の福祉環境整備(別添1)

本市が設置し又は管理する公共施設については、平成7年に制定した「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に定める整備基準により、福祉環境の整備を推進しています。また、この要綱の施行までに整備した施設についても、整備基準に適合するよう、順次、バリアフリー化を進めています。

②広島市バリアフリーマップによる情報提供の推進

本市では、障害者、高齢者、乳幼児を連れた人など、市民の誰もが気軽に安心して外出できるよう、広島市中心部やJR駅周辺などの多くの市民が利用する公共施設や、主要なJRの駅舎、百貨店、ホテルなどの民間施設のバリアフリー設備の整備状況に関する情報をマップ形式によりホームページで公開しています。

③JR駅のバリアフリー化(別添2)

本市では、JR駅とその周辺地区について、「交通バリアフリー基本構想」を作成し、これに基づいて、順次、バリアフリー化を進めています。

広島市公共施設福祉環境整備要綱

(目的)

第1条この要綱は、本市が設置し又は管理する施設について、身体障害者や高齢者などを含めたすべての市 民が安全かつ快適に利用できるよう、その構造及び設備の整備に関する基準(以下「公共施設整備基準」と いう。)を定め、これを整備することにより、福祉のまちづくりを推進し、もって本市の社会福祉の向上を 図ることを目的とする。

(適用対象施設)

- 第2条公共施設整備基準は、本市が設置し又は管理する施設で次の各号に揚げる施設(以下「公共施設」という。)に適用する。
 - (1) 建築物
 - (2) 道路及びこれに付属する施設
 - (3) 公園及びこれに付属する施設
 - (4) 駐車場

(公共施設整備基準)

第3条公共施設整備基準は、別表のとおりとする。なお、主として身体障害者や高齢者等の利用を目的とした施設においては、公共施設整備基準に加え公共施設の利用目的に照らし必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(整備の方針)

- 第4条公共施設整備基準は、公共施設の新設、増設、改修及び大規模な模様替えに際して適用するものとする。
- 2 既存公共施設についても、公共施設整備基準に適合するよう計画的に必要な改善に努めるものとする。
- 3 前2項に規定する公共施設整備基準を準用する場合、地形、敷地等の制約により困難なときは、代替的 又は補完的措置を講ずるものとする。

(事前協議)

第5条第2条第1項の建築物の基本計画策定業務及び基本設計業務の委託に当たっては、健康福祉局健康福祉・地域共生社会課地域共生社会推進室へ事前協議するものとする。

(維持管理等)

第6条公共施設の管理及び運営に当たっては、身体障害者や高齢者等が利用しやすいよう、公共施設を常時良 好な状態に保持するように努めるとともに、案内、誘導、接遇、介助などの人的対応に配慮するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成7年8月1日から施行する。
 - 附則
- この要編は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この要編は、平成12年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年3月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年8月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年5月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

另寸表表 I 建築物

I 建築物								
整備箇所	項目	整	fil	j	基		準	整備箇所・基準の適用等
1 敷地内通路	歩済の安全領保 床仕上げ	 歩行通路は、 表面は、相 	できる限り車面とし、又は滑				5.	1 整備基準に掲げる 「不特定かつ多数の者 が利用する建築物」等 の用語の意義は次のと
	幅員	(2) 表面は、原		平とする。			あってけ 190	おりとする。 (1) 「不特定かつ多数の 者が利用する建築物」
	THIST	cm以上とする (2) 門扉の幅員	ことができる。 及びバリカー間	關は、「3」	屋外出入口	」の有効幅制	に準ずる。	をおればいる建築物に 次に掲げる建築物に類 するもの以外のものを いう。
	高低差の解消	回りの色と明/ (2) 2 cmを超える	とするとともに 度差を大きくし	、面取りをする て、段を識別 場合には、「2	5。この場: しやすいも 2 スロー	合、段の先端 のとする。		① 主たる用途が公用目 的で、市民の利用が少 ない施設 環境事業所、清掃工 場、水資源再生セン
	排水溝		水溝を設ける場			幅は、2 cm以	下とする。	ター、浄水場、衛生 研究所、競輪事務局、 建設事務所等 ② 主として特定の者が
2 スローブ	床仕上げ	(2) 傾斜床面は しやすいもの					スロープを識別	② 主として特定の者が 入所又は利用する施設 (保育園、児童館、母 子寮、幼稚園、学校 市営住宅等
	勾配	(1) 屋外スロー (2) 屋内スロー	プの勾配は、1/1 プの勾配は、1/1	2以下とする。	ただし、	高低差が 16 c	m以下の場合に	③ 小規模な市民利用施 設 地区集会所、老人集
		(3) 敷地形状等	とすることがで やむを得ない場 分に応じたもの	合には、スロー		1/12以下と	するほか、次表	会所等 <該当建築物の例>
		表高低差		高低差	勾配			・庁舎施設 本庁舎、区役所、出 張所、水道局等の局
		75 cm以下	1/10以下	20 ㎝以下	1/6			· 会議、催物、研修施設
		50 cm以下	1/9以下	12 cm以下	1/5			国際会議場、区民文 化センター、公民館
		35 cm以下	1/8以下	8 四以下	1/4			勤労青少年ホーム、 女性教育センター、
		25 св以下	1/7以下	6㎝以下	1/3			研修センター ・図書館等
	踊場	(1) 高低差が75 差部及び接続	cmを超える場合 部には、踏幅 1				スロープの交	中央・区図書館、映 像文化ライブラリー 等
	手すり	(1) 高低差が 16 両側に手すり: (2) スロープの(3) 手すりは、: (4) 手すりと側(5) 手すり端部 向に折り曲げ	を設ける。 幅員が 300 cmを 外径 4 cm程度と 墜等との隙間は には、30 cm以上	超える場合に し、床から80 、5 cm程度とす	は、中間に cm程度の記	手すりを設け 高さに設ける	t 5.	・展示施設 平和記念資料館、こ交通財物館、交通財物館、現代美術 ・保健所、広島市民病 ・保健所、広島市民病 ・院等 ・スポーツ施設
	幅員	(1) 階段を併設 (2) 敷地形状等 することがで	する場合にあっ やむを得ない場					広域公園陸上競技場 総合屋内プール、区 スポーツセンター等 ・宿泊施設
	その他	 車いすの脱れ ける。 	値 防止のため、	スロープの両	則に、高さ	5 cm以上の	高さの側壁を設	国際青年会館、ユー
3 屋外出入口	有効幅員	及び身体障害	勞幅員は、90 c 者や高齢者等の を 120 cm以上と	の利用の多い到				(2) 「身体障害者や高齢 者等の利用が多い建築 物」 次に掲げるものに類
	扉の形式	<u>建築物</u> にあっ (2) 回転式ドア	多数の者が利用 ては、主要な屋 は設けない。 把手は、握りや	外出入口のうち	51以上の	ものを自動式	別き戸とする。	する施設 ・福祉施設 ・心身障害者福祉セン ター、障害者デイサ ービスセンター、老
	段差の解消	(1) 出入口には、 (2) 出入口前後(前とし、動	象に応じた広	さを確保する。	人ホーム、老人福祉 センター、福祉セン ター等 ・保健・医療施設
	その他	程度の高さに	なガラスの手動 横枠を入れる等 感知域はドアの	の表示を行う。		止のためには	R面から 120 cm	(保健所、病院等) (3) 「市民の利用に供する駐車場」
4 駐車場	設置数	(2) 車いす使用 2%以上の数	に供する駐車場 者用駐車区画の とし、全駐車区 とする。ただし)数は、全駐車 画数が 200 を	区画数が 超える場合	200 以下の坊 には、全体の	場合は、全体の 01%に2を加	ア 公用駐車場及び区 画を設けない場合 は、適用しない。 イ 市営駐車場 (機械

and the Adv. com	755 13	itale	(Ht.	**	istir	整件除工 甘油水液四烷
整備箇所	項目	整応じた数とする	備	基	準	整備箇所・基準の適用等 式駐車場を除く) に
	the life	Chicago Carrosco	251 (A250) - 15748L-020	American Company	Addition to the con-	も適用する。
	位置		州駐車区画は、建築物の 入口からできるだけ近い		またはエレベーターロ	2 学校における「8 車 いす使用者等対応トイ
	区画の形状	(1) 車いす使用。	者用駐車区画の幅員は38	50 cm以上、奥行きに	は600 cm以上とする。	レ」については、原則と
	1		で、かつ、敷地形状等			して管理棟に適用するも のとし、その他の施設に
		CIII以上の乗降 みなす。	スペースを設けることに	こよって駐車区画車	傷員 350 cmのものと	あっては、敷地の形状、
	標示	(1) 車い寸使用を	者用駐車区画であること 塗装標示をする。	がわかるよう、シ	ンポルマークの標識	各施設の配置、規模等を 考慮し適用するものとす
5 屋内通路·	床仕上げ	(1) 滑りやすい	磨き仕上げ床材は設けれ	Έlγ		る。
廊下	段差の解消	(1) 屋内通路·	廊下には、段を設けな けるとともに、面取りをす	い。やむを得ず設		3 市営住宅への適用につ
			産差を大きくして、段を誰			いては、次のとおりとす
			S高低差がある場合には		」による。	る。 (1) 共用部分に適用す
	福昌		の併設階段は、「10 階 や廊下の幅員は、内法		末端の付近及び区	ర .
	100.00	間 50m以内こ	との位置に2人の車い	す使用者がすれ違		(2) 「6 屋内出入口」は、車いす常用者向け
			内法 140 cm以上とする。 の他の通路、廊下及びF		はかわ 500 ㎡未満の	住戸出入口と読み替え
		建築物にあっ	ては、末端の付近及び	区間 50m以内ごと	に車いす転回スペー	て適用する。ただし、 当該項目中「その他」
	手すり	スを設けた場(1) 身体障害者	合には、内法 120 cm以 や高齢者等の利用の多	上とすることができ 大体気候の原子に	きる。 エーテル エチャナ	は、適用しない。
	1-10	両側に連続し		V NESEROVINE I'I	めつ いは、ナリリモ	
		(2) 手すりの形	状及び取り付け高さ等に	は、「2 スロープ	の(3)から(5)」によ	
	その他	る。 (1) 照削として	廊下の壁面には、突出	物を設けない。や	かを得ず設ける場合	
		は、衝突防止	措置を講ずる。		0.0117.00.00.00.00	
6 屋内出入口	有効幅員		コーナは面取りをする。 効幅員は、90cm以上と		-	
0 座/加八口	TI AUTHIEL		に車いす使用者が出入		ペースがある場合に	
	27 27		有効幅員を 80cm 以上と	することがきる。		
	扉の形式		は、設けない。 把手は、握りやすいレ	ベーハンドル又はホ	泰状把手とする。	
	段差の解消	(1) 出入口には	段を設けない。			
		(2) 出入口前後 保する。	の床は、同一レベルの	水平床面とし、動	線に応じた広さを確	
	その他	(1) 通路・廊下	剛へ開く開き戸の場合!	こは、次のいずれか	いとするよう努める。	
	S. 11 S. 10.00	ア アルコー	プを設ける。 のために、ドアに中抜き	5 star 2 . 10 / 1 7		
7 トイレ	腰掛け式便器プ	(1) 男女それぞ	れのトイレに、手すり	けき腰掛け式便器	ブースを1か所以上	
	ース	設ける。				
			器の便座は、1か所以 を持つ腰掛け式便座をい			
		100				
		(3) 出入口の有	効幅員は、80 cmとする 則として外開きとする。	よう努める。		
	手すり付き小便	(1) 男子用トイ	レに、手すり付きストー	ール小便器を1か月		
	gg nir		、原則として出入口に		5.	
	手すり付き洗面	(1) 男女それぞ	口の高さは、35cm以下 れの洗面所に、レバー	こりつ。 式又はプッシュ式	その他操作が容易な	
	9 <u>0</u>		えた手すり付き洗面器	又はカウンター式	洗面器を1か所以上	
		設ける。 (2) 事いす使用	者も利用できる洗面器	を設ける場合にけ	「14 カウンター	
		公衆電話台等	のカウンターに準じた	と高さ及び構造とつ	する 。	
		(3) 車いす使用 ら90 cmの高さ	者も利用できる洗面器	を設ける場合には	、鏡は、下端を床か	
	手すり		1-取りる。 外径 4 cm程度とする。	*************		

整備箇所	項	目	整	備	基	準	整備箇所・基準の適用等
8 車い寸使用 者等対応トイ レ	設置	杨所	や高齢者等の利 の並びに児童館 (2) トイレブース	及び学校に設ける。 は、1階及び多人数 性トイレと女性トイ	面積の合計がおおむ なが利用するホール等	gね 300 m以上のも 等のある階に1か所	
	ブー	スの広さ	(1) トイレブース cm、その他の建	築物にあっては、内 むを得ない場合にあ	:び学校にあっては、 法 220 cm×285 cmを		
	出入		(1) 出入口の有効 (2) 扉は、引き戸 (3) 手動ドアの場 (4) 自動ドアの場 cm程度離れた位 (5) 出入口には、 (6) 出入口前後の	幅員は、90 cm以上と 式とし、円滑に開閉 合、把手は棒状把手 合、ブース内のドア 置に設ける。 段を設けない。	できるものとする。 とする。 ア開閉スイッチは、	ドアから 40 cm~50 志じた広さを確保す	
	設備		(2) 鞭掛け式便復 (3) 外径 4 cm 2 cm	ルブ、手洗器及び外 ける。 栓器具をレバー式ス ウンター、公衆電話や に車いす使用者も利 が 2,000 ㎡以上の扱 として、水洗装置・ として、水洗装置・ に下床から 90 cmの高さに	から 40 cm程度とす 常通報装置等を車い はブッシュ式その作 例 のカウンターに 別用できる洗面器が 直塞粉にあっては、 ま然を器・水石鹸入れ 、この場合 に でも、この場合 に でも、この場合 に できるものを設ける。 が むを得ない場合に は っ	る。 いす使用者が操作し 他操作しやすいもの 準じて設ける。ただ 役けられている場合 オストメイトに対か・ パがる。 鏡は、傾斜鏡としな ただし、児童館及び あっては、手荷物を	
9 エレベーター	100	ベーターの設	体障害者や高齢者 ものに設ける。	1等の利用の多い建築	物で床面積の合計がお	利用する建築物及び身 Sおむね 500 ㎡以上の	
	大き	2	(1) エレベーター() る。	1、原則として、日本1	- 来現格に走める正員	11 人以上のものとす	
	出入口附帯	の有効幅員		員は、原則として90 1本エレベーター協会		- ター及び視覚障害者	
	乗降:		兼用エレベーター	- の標準仕様に準する。 さは、180 cm×180 cm			
10 階段 (主たる 階段	仕上		(1) 踏而は、租而と	:し、又は滑りにくい 結面と同面仕上げとし	末仕上げとする。	月度差を大きくして、	
	形;	ř.	(1) 回り段を設ける	さい。 J下とし、会議場等ホー	ルに通じる階段にあっ	っては、戦上げは16㎝	
	手すり)	(2) 手すりの形状及 る。		「2 スロープの手	すり(2)から(5)」によ	
is the ste	幅			ールに通じる階段の幅			
11 客席	車いす使用者	車いす使用 者席の設置 設置場所 設置数	いす使用者用客所 (1) 単い寸使用者用 に近い位置に設け (1) 単い寸使用者用 る場合には全体の する。	まを設ける。 日客席は、観覧場の出 ける。 日客席の席数は、3席) 0.5%以上の数とす	入口から段差なく到這 以上とする。ただし、 る。この場合の設置上	でいる場合には、車 全でき、かつ、出入口 全席数が600を超え 上限値は、当面30と	
	1 I	スペース				の水平床面とし、前面	
			及び側面に転落物	5止用の立上りを設け	5.		

整備箇所	項	E E	整	備	基	準	整備箇所・基準の適用
in delibere		26.00Lav.	fall of the life on the one	La Mandalia Santa	40 - L/+m + 15m	Mit a fel III are de se altri Marie	
2 宿泊室		設置数	(1) 佰沿施設を設 を設ける。	ける建築物にあっては、	単いり使用者が円	前に利用できる値出至	
				も利用できる宿泊室の数	対は、全宿泊室の2	%以上とする。	
		出入口		口は、「6 屋内出入口			
			通過できるもの				
	車	転回スペース サニタリー		が転回できるスペースを を引き戸とするほか「(t-z	
	いす	ルーム		の便座は、「8 車い寸			
	使田田			車、「寸使用者等対応			
	者			車、寸使用者等対応			
	用者対応宿		(5) 俗憎まわりの)	水栓器具は、レバー式- ける	この他の操作が谷杨	なものとし、座って手	
	宿泊			台座及び手すり付き浴	曹とする。		
	泊室		(7) 必要に応じ、	車、小転回スペースを記	とける。		
		各種スイッ	(1) 非常呼び出し (2) フラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		£+,00,++7		
		チその他設 備		び音響増幅装置付き電話 設備に連動して、音及に		能の発生を知らせる装	
			置を設ける。	MINISTER OF HIM	721-00 2 471 10 4	D	
			(4) 各種スイッチ・	その他設備は、いすに	どって手が届く範囲	の高さに設ける。	
13 シャワープ	140	設置数	(1) 市民の利田が	多いスポーツ施設等で	ノンワー設備を設け	ス担合に1+ 南いす価	
ース	が車	anga, so		るシャワープースを設い		walliams, dor 100	
	す		(2) シャワープー	スは、男女それぞれのこ	マワールームに1:	カ所以上設ける。	
	使用者	構造・設備		ても滑りにくい材料で			
	者用シャワー			福員は、80 cm以上とす。 引き戸又はカーテンと			
	シャ			末は、同一レベルとする			
	7			ハンドシャワー等可動			
	1			、いすに座って手が届	く高さに設け、レバ	一式その他操作が容易	
	ース		なものとする。 (7) プース内部に1	1、周囲に外径4 cm程用	『の補助手士りを設	†る.	
	^			先い台又はシャワーベン			
14 カウンタ				記載台及び公衆電話台		、そのうちの1か所以	
一·公衆電話台 等			上のものを車いア 高さは、70	す使用者も利用できる:	っのとする。		
VF				time及こする。 すのフットレストが入る	スペースを確保す	ప .	
15 浴 室	整備	対象建築物	(1) 身体障害者や	高齢者等の利用の多い	整物で共同浴室を	設ける場合は、身体障	
				が安全かつ円滑に利用	できるよう整備する	。ただし、特殊浴槽を	
	出入	п	設ける場合は、	この限りでない。 を引き戸するほかは、「	6 屋内出入口 1	- F.Z.	
	仕上			ても滑りにくい材料でも			
	車小	す転回スパース		室内に、車いす転回ス			
	浴槽	まわり		い台及び据置式浴槽の料			
				りを安全かつ円滑にする ない場合には、バスチ:		設ける。	
	手寸	1)		場及び浴槽に補助手すり			
		他設備		水栓器具は、洗い台等に		用できる位置に設ける。	
				レバー式熔操作しやすい			
			(3) 脱衣室の洗面	器は、「7トイレ」及	び18 単いす使用	者等対応トイレ」によ	
16 休憩場所				数の者が利用する建築物	及U身体障害者や高	齢者等の利用が多い建	
			薬物にあっては、	利用者の休憩のための			
and the state on 12 th	175,003		3.	R. n. 水コナモ(ロコーマス)を付き	L-19 L-1 du/4-00x22-00.17	with the contract of	
17 客席の通路 から舞台への	設置			数の者が利用する建築的 ル等において、客席と			
通路				ープ又は客席から舞台			
				構造上やむを得ない場合			
				プ又は階段にあっては、			
	通	床仕上げ		せることが可能なもの(路・廊下の床仕上げ(1)		J ₀	
	路	相員	(1) 内法 120 c ml				
		手すり	(1) 両側に連続し				
			100	及び取り付け高さ等は、	2 スロープの手	すり(3)から(5)」によ	
			る。 (3) 施設用途上や	むを得ない場合には取	外寸ことが可能か	ものに替えることがで	
			(3) MEAX/TIME L (*)	O CHIAN MILITIAL	, / ~ ~ #-~180%	o represent	
		I .	1000000				I

整備箇所	項	目	整	(iii	基	禅	整備箇所・基準の適用等
17 客席の通路 から舞台への 通路	スロープ	床仕上げ	(2) 傾斜床面は、回		の色と明度の差を大き	きくし、スロープを識 場合には、同じ色とす	
		勾 配 踊 場	(1) 「2 スロープ (1) 「2 スロープ		こよる。		
		手すり	(1) 「2 スロープ(2) 施設用途上やむきる。			ものに替えることがで	
		幅員その他	(1) 「2 スロープ (1) 「2 スロープ	の幅員(1)及び(2)」 のその他(1)」による			
	階段	仕上げ		面と同面仕上げとし、 ものとする。ただし、	踏面の材料の色と明	腹の差を大きくして、 导ない場合には、同じ	
		形状手すり	る。	高低差が 16cm を超え の立ち上がりを設け、 び取り付け高さ等は、	る場合には、両側に る。 「2 スロープの手	設ける。 すり(2)から(5)」によ	
		幅員	(4) 施設用途上やむ できる。 (1) 内法140cm以上		取り外すことが可能が	なものに替えることが	

Ⅱ 道路

I 道路							-
整備箇所	項目	整	fii	j	基	準	整備箇所・基準の適用等
1 歩道	歩車道の分離	かな走行でか されている場 (2) 歩車道の分 たっては、次 ア 歩行者の イ 民有地の	つ走行速度が遅 合は除く。 雅の方法はセミ の諸条件を総合	い道路などで フラット形式 的に考慮する 断・縦断勾面	で、ガードパイ でを原則とし、 ち。 己	:んど走行しない、又はわず アオなどにより安全対策が施 分離の方法を決定するに当	
	連続性の確保 歩道幅員の確保	エ 沿道の土 (1) 公共交通機 の連続性が保 (1) 歩道の幅員 歩行者が安心 (2) 路上施設や を図る。 (3) 防護欄のボ					
	段差の処理	他の状況によ 小することが	接続する部分の りやむを得ない できる。 等の歩行動線上	と認められる	5場合において	。ただし、道路の構造その には、当該段差を1cmまで縮 ととし、水がたまることの	
	段差部の切り下げ	(1) 段差部の切 によりやむを(2) 段差部の切 性の確保に努	り下げにより生 得ない場合には 下げに当たって! める。	8%以下とす は、歩行動能	rる。 泉の水平性とと	る。ただし、沿道の状況等 : もに、歩道の連続した平坦	
	車両乗り入れ部の 平出性の確保	より、歩道の幅員 (2) 歩道の幅員 以上確保する (3) 車両乗り入 け範囲を短く (4) 植樹帯や路	連続した平坦性 が十分確保され よう努める。 れ部は、車両乗 することにより、	を確保する。 ている場合に り入れ部用の 歩道の連続 る歩道の場合	には、車両乗り の歩車道境界料 をした平坦性を 分には、これら	の幅の範囲内で、車両乗り	
2 立体横断	幅員	(1) 横断步道橋					
施設	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		道橋の最小幅員				
		昇降方式	通路の最小幅 員	階段等の 規定値	最小幅員		
		階段	1. 5	規 正 但 1. 5	縮小値 1.2		
		斜路	2. 0	2. 0	1. 7		
		斜路付階段	2. 0	2. 1	1. 8		
		表2 地下	横断歩道の最小	- 幅員(単位	7 : m)		
			通路の最小幅	階段等の	最小幅員		
		昇降方式	連鉛の取り幅 員	規定値	縮小値		
		階段	2. 5	2. 5	1. 7		
		斜路	3. 0	3. 0	2. 2		
		は、それ 立体機	いぞれ新しい基準 所施設の勾配のJ	単に読みかえ 最低基準及び	るものとする P踊り場設置に	(件う新基準が示されたとき。また、斜路の勾配を除き、 ついても同様とする。 200 cm以上とする。	
	勾配等	(2) 垂直移動の が無い箇所に	円滑さを確保す は、立体横断施	るために、利 役に昇降装置	(用者が十分)	造令の定めるところによる。 こあり、通行上、管理上支障 路の整備に努める。	
	階段	 (1) 原則として (2) 階段の職上 (3) 路面は、租 (4) 滑り止めは 	回り階段は設け ずは15 cm程度、 厳上げ及び踏面に 面とし、又は滑	ない。 踏面は30 cm はこの限りで りにくい材料 ように踏面と	n程度、厳込み さはない。 トで仕上げる。 と同一レベルと	は2 cm以下とする。ただし、 こし、踏而の材料の色と明度	6

整備箇所	項目	整	filii	基	準	整備箇所・基準の適用等			
	斜路	(1) 床の仕上げについ	ては、建築物の「I	建築物 2 スロ・	ープ」に準ずる。				
	手すり	(2) 手寸りは、外径 (3) 手寸りは、下側つ (4) 手寸りの端部に 向に折り曲げ危険の	間にも階段手すり又は 1 cm程度とし、床から で支持する構造とし、高 は、30 cm以上の水平部 のないようにする。	斜路手すりを設ける。 80 cm程度の高さに設 5欄等との間に5 cm程 を設けるとともに、	ける。 程度の隙間を確保する。				
	その他	(5) 材質は、耐燥性・耐燥性を考慮し滞定する。 その他 (1) 高齢者や視覚障害者等が安全に利用できるよう、地下間断施設等の屋外と層内の 明るさの差を緩和するとともに、階段全体を一定の明るさに保つよう採光又は照明 の整備を図る。							
3 歩道の舗 装・照明等	歩道舗装	(2) アスファルト舗	る等舗装面の平坦性の 表は、透水性舗装を原	確保に努める。 則とする。この場合					
	休憩スペース	(1) 沿道の施設管理 スの確保に努める。	者と協力して、高齢者	や身体障害者等も利	用しやすい休憩スペー				
	広幅員歩道照明	(1) 幅員 300 cm以上 も安全に通行でき	の広幅員の歩道のある るよう、歩道を照らす						
	歩行者用の標識 等	 (1) 視力障害者誘導 (2) 歩行者が容易に 識やサインを整備 (3) 夜間でも標識や 置に努める。 	かつ楽しく目的の施設 ける。	へ到達できるよう、	地区特性をいかした標				

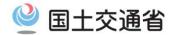
Ⅲ 公園

第・関略及 近広場出入 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、砂利騰恕よしない。 (2) 表面は、規範及び公園に場の出入口の細胞は、200 m以上とする。ただし、財幣駐車 場別通路の福間は、120 m以上とする。という。 (2) バリカーの問題は、120 m以上とする。という。 (3) 加路度が公園に場の1以上の出入口 (以下 1 通路 境界 6 会の設しない。全しを含っまいる段の高度 20 の以上とする。 (4) 加路度が2 の以上とする。 (5) スロープの問題は、90 m以上とする。 (6) 通路度 7 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m	M 24 ES						
照・園路及 び広場出入 回 (2) 表面は、原則として左右本学シー平出とする。 (3) 通路及び空間広場の出入口の幅負は、200 cm以上とする。ただし、財幣駐車 場外通路の幅員は、120 cm以上とすることがきる。 (2) バリカーの間隔は、90m以上とする。 (3) 近路皮界部も含か通路、関路及び空間広場の1以上の出入口(以下 通路等)という)には、設を設けない、やさを得す設ける政の高低差れ、2m 以下とするとともに、而取りをする。この場合、段の先端の材料の色は、回りの色と明度差を大きくして、段を識別しやすいものとする。 (3) 通路及び網路のスローブの場配は、5%以下とする。ただし、敷地形状等によりやさを得ない場合は、8%以下とすることができる。 (4) 公園広場出入口等のすりつけな過配は、5%以下とする。ただし、敷地形状等によりやむを得ない場合は、8%以下とする。といし、公園・緑地の管理用階段は除く。 排水溝 (1) 通路内に排水溝を設ける場合には、薄蓋スリットの幅は、2cm 以下とする。 (6) 際設は「1 建築物 10 廃役」に伸ずる。ただし、公園・緑地の管理用階段は除く。 排水溝 (1) 通路内に排水溝を設ける場合には、溝蓋スリットの幅は、2cm 以下とする。 (2) 地面とトイレ床面に高低差がある場合の入口通路は、2cm 以下とする。 (2) 地面とトイレ床面に高低差がある場合の入口通路は、2cm 以下とする。 (4) キーチ段をが解す (1) 入口通路には、段を設けない。 (2) 地面とトイレを対けない。 (2) 地面とトイレを対けない。 (2) ボーチ段をがある場合ののの広さを標準とする触掛す式健器ブースを13 手切りでは外上の投げる。 (4) ブース出入口の有効構員は、90m以上とし、段を設けない。 (5) ブース出入口の頂が開設ける。 (2) ブース内には、手りり、フラッシュバルブ、手洗器、手架物優き、非常通報装置等を適切に配置し、車いす使用者及び高齢者等が利用しやすいものとする。 (4) ブース内には、乗り、フラッシュボルブ、手洗器、手架物優き、非常通報装置等を適切に配置し、車いす使用者及び高齢者等が利用しやすいものとする。 (5) 保護の受けて出入にに最も近い位置とする。 (6) 保護の受けて出る高さは、35cm 以下とする。 (7) 大型内には、原体にやすいブッシュ式水洗等の手ずり付き洗面器を13 所以上、伊・女の利用と分がある場合はそれぞれ15 所以上、設ける。	整備箇所	項目	整	備	基	準	整備箇所・基準の適用等
高低差の解消 (1) 道路度界部も含め通路、関路及び公園に場の1以上の出入口 (以下「通路等」という。) には、段を設けない。やむを得す設ける段の高低差は、2㎝ 以下とするとともに、面取りをする。この場合、段の先端の材料の色は、回りの色と明度差を大きくして、段を調別にやすいものとする。 (2) 通路を1別路のスローブの気配は、5%以下とする。ただし、敷地形状等によりやむを得ない場合は、8%以下とする。ただし、敷地形状等によりやむを得ない場合は、8%以下とする。ただし、敷地形状等によりやむを得ない場合は、8%以下とする。ただし、敷地形状等によりやなり得ない場合は、8%以下とする。ただし、敷地形状等によりをおき得え、9%以下とする。ただし、敷地形状等によりをおき得え、9%以下とする。ただし、敷地形状等により機能は、11 建築物 10 階段」に準する。ただし、公園・緑地の管理用階段は除く。 (1) 通路内に排水溝を設ける場合には、溝蓋タリットの幅は、2㎝以下とする。 (4) が開放に排水溝を設ける場合には、溝蓋タリットの幅は、2㎝以下とする。 (5) スローブの輪り場及び手かったがし、公園・緑地の管理用階段は除く。 (1) 上面とトイレ味前に高低差がある場合の人口通路は、勾配1/15以下のスローブとするほか1 単級物 2 スローブ)に博する。 (2) 地面とトイレル前に前低差がある場合の人口通路は、勾配1/15以下のスローブとするほか1 単級物 2 スローブ)に博する。 (4) プース出入にの配は、段を設けない。 (5) ブース出入にの同な場合は、90㎝以上とし、段を設けない。 (6) ブース出入にの同な場合は、明度ととし、最も近いを選手をおいた記する場で表面観を変を通りに配置し、和いず使用者及び高齢者等が利用しやすいものとする。 (4) チャの利用な分がある場合はそれぞれ1か所以上)設ける。 手手り付き洗面器 (1) 公園トイレには、操作しやすいブッシュ式水洗等の手すり付き洗面器を1か所以上(男・女の利用区分がある場合はそれぞれ1か所以上)設ける。	路・園路及 び広場出入		(2) 表面は、原則と (1) 通路、園路及び2 場内通路の幅員は、	して左右水平かつ平坦 公園広場の出入口の幅 120 cm以上とすること	とする。 員は、200 cm以上とす		
2 複登障害 者の案内誘 誘導 (1) 「IV 案内・誘導」による 誘導 (1) 人口適路には、段を設けない。 (2) 地面とトイレ床面に高低差がある場合の入口通路は、勾配 1/15 以下のスローブ とするほか「 建築物 2 スローブ」に準ずる。 (1) 下洗 200cm×200cm 又は 160cm×220cm の広さを標準とする膨掛け式便器プース を 1 か所以上設ける。 男性トイレと女性トイレを発躍をおいて設ける場合は、それぞれ 1 が所以上設ける。 男性トイレと女性トイレを発躍をおいて設ける場合は、それぞれ 1 が所以上設ける。 (2) プース出入口の宿は、引き戸と L円滑に開閉できるものとする。 (3) ブース出入口の腐は、引き戸と L円滑に開閉できるものとする。 (4) プース内には、手すり、ブラッシュバガ、 手洗剤・ 音物を適切に配置し、車いす使用者及び高齢者等が利用しやすいものとする。 (2) 設置箇所は、原則として出入口に最も近い位置とする。 (3) 便器の受け口の高さは、35cm以下とする。 手すり付き洗面器 (1) 至 かの利用区分がある場合はそれぞれ 1 か所以上)設ける。 (4) 附帯駐車 (1) 附帯駐車場を設ける場合は、「1 建築物 4 駐車場」による		高低差の解消	(1) 道路境界部も含むいう。) には、段をもに、面取りをすっくして、段を識別! (2) 通路等にこのをは(3) 通路等にこのをは(4) 公園広場出入口(5) スロープの種切り(6) 階段は「1 起	め通路、	設ける段の高低密は 端の材料の色は、回 合は、原則としてスロ %以下とする。ただ とができる。 8%以下とする。 「1 建築物 2	、2cm 以下とするとと りの色と明度差を大き ューブとする。 し、敷地形状等により スロープ」に推する。	
# 3 公園トイ ボー労逐が解析 (1) 入口通路には、段を設けない。 (2) 地面とトイレ床面に高低差がある場合の入口通路は、勾配1/15以下のスロープとするほか「		排水溝	(1) 通路内に排水溝	を設ける場合には、満	蓋スリットの幅は、	2cm以下とする。	
2 地面とトイレ床面に高低差がある場合の入口通路は、勾配 1/15 以下のスロープとするはか「 建築物 2 スロープ」に準する。 腰掛け式便器プース を 1 か所以上設ける、男性トイレと女性トイレを発躍をおいて設ける場合は、それぞれしたが以上設ける。 2 ブース出入口の有効幅員は、90cm 以上とし、良を設けない。 3 ブース出入口の有効幅員は、90cm 以上とし、良を設けない。 3 ブース出入口の届は、引き戸とし円滑に開閉できるものとする。 4 ブース内には、手すり、ブラッシュバルブ、手洗器、手荷物置き、非常通報装置等を適切に配置し、車いす使用者及び高齢者等が利用しやすいものとする。 2 設置施所は、原則として出入口に最も近い位置とする。 2 設置施所は、原則として出入口に最も近い位置とする。 3 便器の受け口の高さは、35cm 以下とする。 手すり付き洗面器を 1 か所以上 別・女の利用区分がある場合はそれぞれ 1 か所以上)設ける。 4 附帯駐車 (1) 内帯駐車場を設ける場合は、「1 建築物 4 駐車場」による	者の案内誘		(1) 「IV 案内・誘導	有による			
-ス を 1 か所以上設ける。男性トイレと女性トイレを養癰をおいて設ける場合は、それぞれ 1 か所以上設ける。 (2) プース出入口の有効幅員は、90cm 以上とし、段を設けない。 (3) プース出入口の痛沈、引き戸とし円滑に開閉できるものとする。 (4) プース内には、手すり、ブラッシュバルブ、手洗器、置等を適切に配置し、車い寸使用者及び高齢者等が利用しやすいものとする。 (1) 手すり付き水(農器 し、車い寸使用者及び高齢者等が利用しやすいものとする。 (2) 設置施所は、原則として出入口に最も近い位置とする。 (3) 便器の受け口の高さは、35cm以下とする。 手すり付き洗面器 (1) 公園トイレには、操作しやすいブッシュ式水洗等の手すり付き洗面器を 1 か所以上 男・女の利用区分がある場合はそれぞれ 1 か所以上)設ける。 4 附帯駐車 (1) 附帯駐車場を設ける場合は、「1 建築物 4 駐車場による		ボーチ段差の解析	(2) 地面とトイレ床	面に高低差がある場合		1/15 以下のスロープ	
(2) 設置箇所は、原則として出入口に最も近い位置とする。 (3) 便器の受け口の高さは、35cm以下とする。 手手り付き洗面器 (1) 公園トイレには、操作しやすいブッシュ式水洗等の手すり付き洗面器を1か所以上(男・女の利用区分がある場合はそれぞれ1か所以上)設ける。 (4) 附帯駐車 (1) 附帯駐車場を設ける場合は、「1 建築物 4 駐車場」による			を 1 か所以上設け れぞれ 1 か所以上 (2) ブース出入口の (3) ブース出入口の (4) ブース内には、	ける。男性トイレと女性 設ける。 有効幅員は、90cm 以上 扉は、引き戸とし円滑 手すり、フラッシュノ	生トイレを距離をおい ことし、段を設けない に開閉できるものと バルブ、手洗器、手	で設ける場合は、そ い。 する。 行物置き、非常通報装	
以上(男・女の利用区分がある場合はそれぞれ1か所以上)設ける。 4 附帯駐車 (1) 附帯駐車場を設ける場合は、「1 建築物 4 駐車場」による		手すり付き小便器	(2) 設置箇所は、原	限則として出入口に最	も近い位置とする。		
A MITTAL		手すり付き洗面器					
樹	4 附帯駐車 場		(1) 附帯駐車場を設	ける場合は、「1 建物	築物 4 駐車場」に。	t o	
5 公園施設 (1) ベンチ、屋外卓、木飲み器、販売機その他の設備は、身体障害各及び高齢者等 が円滞に利用できるものとする。					の他の設備は、身体	障害者及び高齢者等	

Ⅳ 案内·誘導

整備箇所	項目	整	備	基	準	整備箇所・基準の適用等
1 視覚障害 者の歩行案 内	誘導用床材の敷設箇所 音声勢持装履の設置箇所	設する。 アイ 級 共変 連書 を	提問の最寄りの乗降のネタ は一般の表別の は一般の表別の は一般の表別の は一般の表別の は一般の表別の は一般の表別の は一般の は一を は一を は一を は一を は一を は一を は一を は一を	場と主要な公共建築 トワーク整備を図り 丘接する部分 住接する部分 建築物及び身体線 広」にあっては、 足数の出入口が近接 以下同じ。」に至 りは りないできる等 ける連絡には、原則	5べき都心部等の広 害者や高齢者等が多 次の場所に視覚障害 そしている場合は、そ	整備基準に指する用語の意義は次のとおりとする。 (1) 主要な公共建築物) 「1 建築物」の「不特定 がつ多級の名が利用する建築物」を「対域を含める「利用する建築物」を「利用する建築物」の「不特定 物」の他、これに対する「風」 現及「理問」が建築物 「伊」・駅・所院、駅社会総 施祉センター、駅・所 原、東、直、東、全 等等 ・現庁、東、新 ・展、自 ・展、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 ・展、一、一、一、一、一 ・展、一、一、一、一 ・展、一、一、一 ・展、一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
2 視覚障害	床材の輝度	他都市の主要施 (1) 視覚障害者記	複数の敷地出入口に 秀導用床材は、回り	近接する歩道	が大きく、識別しや	作士中亚云郎、宗立ス 化芸術ホール等のホー ル施設
者誘導用床材	床材の形状	(2) 歩行方向を第 (3) 方向転換位置 個配列のものと (4) その他の仕様	m×30cmの大きさと R内する線状床材は Eや注意すべき位置 : する。	. 線状突起縦 4 本間 を案内する点状床材 JIS T 9251「視覚	記列のものとする。 材は、点状突起縦横 5 障害者誘導用ブロッ	(2) 「不特定かつ多数の者 が利用する建築物」 「1 建築物」と同意義 (3) 「身体障害者や高齢者 等が多く利用する建築 物」
	床材の配置	(1) 緑状床材は、 イント案内の場 (2) 駅前広場やに 導用床材は、別 れ曲がるよう面 (3) 方向転換位置 (4) 出入口や受付 (5) 横断歩道に封	歩行方向に1列配 場合は除く。 ドビー等の方向を見り 別として直線配置と 選する。 量を案内する点状床 対案内等の位置を案	置とする。ただし にいがちな場所に設 とし、方向転換すべ 対は、屈折位置に 内する点状床材は、 に近接する部分等	、バス停留所等のポ はける、視覚障害者誘 き位置で、直角に折	「1 建築物」と同意義
	床材の敷設位置	(1) 線状床材を頻 以上離れた位置(2) 点状床材を頻	放設する位置は、壁、 量とする。	柱その他歩行障害 入口、階段、歩車	物から床材端が 60cm 道境界、壁、柱等か	
4 提覧障害 者の無直移 動案内	点字標示その他 安全対策	する。 イエレベータ 知らせるはで 一置を設めている。 合はかいる。 合はかいる。 イ生数の後になった。 生エレベーにで (2) 階段及がかい。 側の手に等して (1) 階段の潜とがいるのとの ですいものとの し、スロープの し、スロープで	(一及びエレベータ・アー内に、停止階及びたりで、停止階及びたりで、一次でし、エレベータ・アーの出入口に提覧ける。一に、到達するエレベータ・アーの出入口に提覧けるものとする。 は多数の者が利用する。、必要に応じて現在いるがは、路面の材料のあり、対象は、路面の材料を加入しまりに、数は、自りのの、過料は面は、回りのの、過料は面は、回りのの、過算はないものもので、まためい。	ド昇降方向(又は五 ・一ターの昇降方向) ・一内の音声で知ら 電客者誘導用床材イ を建築物の階段及 ・位置及び行先を点 ・のとと明度の差を大 、半年版の材料の色 ・する。 に、最外に設ける関	作方法等を点字標示 能する階)を音声で を音声で知らせる装 せることができる場 と敷設する場合は、操 び立体視断施設の両 字標示する。ただし、 きくし、段を識別し 。と明度の差を大きく にの推奨を使する。た	

整備箇所	項	目	整	備	基	準	整備箇所・基準の適用等
5 案内·標示	案内板	(3)	車い十使用者等 内板を設ける。 2) 案内板を設ける 字体で、地板の色 3) 車い寸者等如 1) 点字案内文を付	対応トイレ、車い る場合は、高齢者等 と明度の差を大き 広トイレの位置を明	す使用者用駐車区 等にも読みやすいよ くする。 示する。	ま、エレベーター、 画の位置を示した案 うに、文字は大きな	
	標示物	(4	車いす使用者等 示物を設ける。 2) 標示物は、でき 3) 高齢者等にも の差を大きくす。 手洗い・便所等 (m程度以下の高 6) 室名等を点字 5) 夜間において	対応トイレ、車い きるかぎり図形標示 読みやすいようにする。 等の案内標示は、高 さに設けるように努 で標示する場合は、	す使用者用駐車区 とするよう努める。 で字は、大きい字体 齢者等の視野特性が める。 床から140 cm程度 機示物や標識は、	で、地板の色と明度 を考慮し、床から200	



別添2

令和2年 8月20日 広島市道路交通局都市交通部

JR駅のバリアフリー化の整備状況(令和2年3月現在)



■ 1日当たりの利用者数が5千人以上で高低差が5m以上あるJR駅のうち、■ 】バリアフリー化されていない駅

(西広島駅:事業中、新井口駅:整備に向け関係者調整中)

1日当たりの利用者数が3千人以上のJR駅のうち、 バリアフリー化されていない駅 (安芸矢口駅:事業中、戸坂駅:令和2年度工事予定)

1日当たりの利用者数が3千人以上のJR駅のうち、 バリアフリー化されている駅





①ホーム柵の整備について

JR西日本では、駅のホームにおける安全性向上の取り組みを進めているところです。こうした中で昨今、目の不自由なお客様がホームから転落される事象が発生していることから、ホーム柵の開発・整備に取り組んでいます。

お客様のご利用の多い乗降10万人以上の駅から整備を進めており、中国地方では岡山駅の新幹線ホーム(22・23番のりば)で昨年度より運用を開始しております。

また、広島駅の新幹線ホーム(11・14番のりば)でも現在整備を進めており、11番のりばは2020年度末、14番のりばは2021年度末の運用開始を予定しております。

ます。



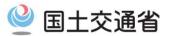


[写真]広島駅でのホーム柵設置状況 (11番のりば 博多・鹿児島中央方面)

② 駅での取り組み状況

JR西日本では、お客様の二一ズに応じた介助が出来るよう、全ての駅係員に対し 社員研修センターや各職場での集合研修を通じ、介助技術教育を実施しています。 また、サービス介助士の資格取得にも積極的に取り組んでおり、2019年度末まで に1,750名が取得しております。

鳥取県



①バリアフリー法第14条第3項に基づき、条例を制定し特別特定建築物を追加し、建築物移動等円滑化基準の適合面積を引き下げている。

引き下げた規模の特別特定建築物の移動等円滑化のための整備を行う場合、県と市町村で協力し補助制度を設けている。